

# 平成17年度第2回きょうと食の安心・安全政策検討会・条例専門部会合同会議

開催月日：平成17年11月21日（月）

時間：17時～19時

会場：平安会館 嵯峨の間

## 協議事項

- 1 京都府食の安心・安全推進条例（案）等について
- 2 食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例（案）について
- 3 アクションプラン（平成17年度計画）の実施状況（中間報告）について  
（概要は、以下の議事録要旨のとおり）

## \* 出席者

### 政策検討会委員

筋 祥子	公募委員
井上 弘治	株式会社ハートフレンド（欠席）
大庭 巖	公募委員
小林 智子	京都府生活協同組合連合会
鈴木 富美子	京都新聞社編集委員
豊田 勝代	J A 京都女性組織協議会
永井 菊博	J A 全農京都府本部
中坊 幸弘	京都府立大学人間環境学部教授
野村 善彦	京都府食品産業協議会

### 条例専門部会委員（政策検討会委員を除く）

田中 恒好	立命館大学法科大学院教授
山下 淳	同志社大学政策学部教授

（敬称略 五十音順）

事務局 太田農林水産部理事、小塩保健福祉部衛生・薬務総括室長、  
食の安心・安全プロジェクト、保健福祉部生活衛生室、商工部消費生活室、  
産業活力支援室、農林水産部農産流通課、畜産課、教育庁保健体育課各担当者

## 議事録要旨

(座長) 事務局に説明を求める。

(事務局) 資料1に基づき、京都府食の安心・安全条例推進案の概要、パブリックコメントの要旨、食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例の一部改正の概要を説明。

(座長) 条例専門部会長に意見を求める。

(委員) 条例として具体的な表現をどうしていくかは、まだ少し変わっていくかもしれませんが、技術的なところだと思います。ただ、大きな骨組みとしては、基本的な施策として、府あるいは食品関連事業者、府民等が協働してやっていくための枠組みが、盛り込めたかなという印象は持っています。

もっとも、この基本的な施策として条例で書いてしまうと、いささか一般的、抽象的な話になってしまって、具体的に何するのが、見えにくいところがあります。ですから、条例ができてから、パンフレット、その他を通して具体的に示していただければ、条例自体も府民の方になじみがでると思います。

2つ目が、食品の安全性の確保措置というところです。使い方によっては極めて強力なものになってきました。府民の食の安全に対する信頼の確保、あるいは緊急事態における対応への信頼を考えると、このような報告の徴収とか立入検査、さらには勧告、命令、罰則までできるということは、安心感を高めることになるだろうと思います。しかし、使い方を間違えると危険でもあります。一方で事業者等の皆さんに損害その他を及ぼすという可能性もありますから、第三者的な専門家も入れた組織を整備しておいて、外部の委員会と機動的な、迅速な連携を図りつつ、こういう道具を使っていくことが、大事なかなという気もします。

3つ目の柱である府民参画の推進については、施策の提案制度、危害情報の申し出制度というところは、あくまでも条例では大きな可能性として設けられただけです。具体的にどういう仕組みで動いていくのか、あるいは実際に提案や申し出があったときに、それが適切に受け止められて、反映していくような体制を作れるかという意味では、条例ができて次の運用のレベルというのが一番問題になるだろうと感じております。場合によっては府の方の意識改革ということも含めて、対応が必要かなという印象は持っています。

全体として、条例検討部会の委員の皆さんのご意見を大体盛り込めたのではないかなという印象は持っております。

(座長) 委員に質疑を求める。

(委員) 条例の専門部会でも、議論になった点ですが、緊急時の安全性調査ということで、府が国の法律にないところへ踏み込んでいくための前提条件をどう作っていくかが重要と思います。評価をする所があって、そこがきちっと評価をして、ゴーサインを出すということが必要だと思います。安全性調査において、審議会の意見を聞かなければならないとありますが、緊急時にこの審議会では間にあわないだろうと思いますので、緊急時に対応できる何らかの専門家集団をどこかに作っておいて、何かあれば招集をかけ、そこで検討をしてもらえる仕組みが必要だと思います。

(委員) 食の安全を司る強力な部局が絶対に必要だと思います。そこに実際、どういう人たちが入るかということが大事であろうと思います。そういう部局を作らなければならないということは、条例の中できちっとおさえておいていただきたいと思います。そして、

いろんな分野の人たちも一緒に参加しながら決定する場所が必要であろうと思います。そこにはやはりきちっと府民も参加することが必要だと思います。

**(事務局)** 条例関係については、条文を示したとしても府民の方にはなかなか理解してもらえないと思いますので、パンフレット等を作成して、この条例はこういうものですよということがわかるようにしたいと思っております。

緊急時の措置については、情報があって、行政が直ちに対応するという事になれば、非常に強力な武器かもしれませんが、一步誤れば、大きなミスを起こす可能性もあるかと思えます。調査に入るときに、まず調査する必要があるかどうかを判断しなくてはなりません。このため、府民の健康に対する事態が切迫していて、措置命令を出すときも含め、第三者の意見を聞き、チェックを受ける必要があると思っており、条文に、そういう規定も入れたいと思っております。そして、当然、科学的な知見がなければ判断ができませんので、審議会の中に専門的な方で構成する専門部会を設置して参りたいと思っております。

具体的な対応として、食品による危害が発生してるとか、そのおそれがあるという場合に、その危害要因を、解明していかななくてはなりません。また、その危害拡大の防止措置が必要かどうか、個人的な過失なのか、そうではなく行政が対応すべき性格のものなのかを検証していかななくてはいけません。

そして、この条例での措置はあくまでも他の法令等で対応できない場合に限り行うこととしておりますので、危害拡大の防止措置について既存の法令での対応も先ず検討していただく必要があります。その上で、既存の法令関係で対応できないというときに、はじめてこの条例に基づく措置を講じていくこととしています。

府民に具体的な健康被害等が心配されるときは、行政としての必要な調査等を行い、状況が切迫しているときには命令という形で必要な措置を講じていくこととしていますが、法令等で規制されていないものをこの条例で規制していくこととなりますので、そこは慎重に行う必要があります。そのため、措置命令については、少し高いハードルを設けております。

食の安心・安全を司るところがきちりしないとダメですよという御意見がありました。食の関係については、非常に多くの部局にまたがっておりますので、今回の条例につき、個々の条文ごとに、どこが担当するのかをはっきりさせ、食の安心・安全プロジェクトが全体をコーディネートすることを考えています。プロジェクトが、全体に目を配りながら、全体として、京都府の行政が前に進むよう進行管理をして参りたいと思っております。これからの整理ですが、条例の他に規則で定めること、さらにはガイドラインを設けて整理すること、具体的な施策として取り組んでいくことを整理することとしています。

**(委員)** 条文の中に書かれていることを、わざわざやさしい絵にしなければならぬほど難しいのは、条例として、本来なじまないのではないかなと思います。

**(事務局)** 条文の正確性を考えましたら、少しなじみにくい文章になるかと思いますが、できるだけ分かりやすいようにと心がけております。

**(委員)** 表現が悪いのですが、国の法律で、府の段階でやるのが義務付けられていないことを敢えてする。府民のために火中の栗をひらうんだという心がけを持っておられます。そこは評価すべきだと思います。

一方で、委員がおっしゃったように、ここまでやらなくてはいけないことをきちんと府民の方に説明する必要があります。やらなくてはいけないような状態が既にいっぱいあるからやろうとしているのか。また、京都に今はないけれども、将来のためにやっておくのか。そういったことをきちんと府民の方にお知らせすることが大事ではないかと思えます。

(事務局) 国は国として、最新の科学的等な知見を踏まえ、法令改正を含めきっちりとやっただけだと思っています。しかし、食についてグローバル化が進んでおり、また科学技術が進展する中で、新たな危害要因が出てくる可能性が十分に考えられます。つまり、法令改正をした段階から法令の規制対象となっていない新たな危害要因が生じていると思っています。そういう面で予防的に対応していかなくてはならないと考えております。

(座長) 今回の条例において、意欲的に取り組んでいただいておりますが、それが府民に理解してもらえる取組が必要ということですね。

(事務局) 今回のパブリックコメントで、審議会の機能について、行動計画の評価を行い、それを公表してほしいという意見が出ております。平成16年度の実績結果、平成17年度の実績計画を政策検討会に報告し、評価をいただいて公表してきましたが、こうしたことを条例で規定することにしていまして、透明性の高い取組を進めていくことにしています。

(座長) 平成17年度の実績計画実施状況及び条例に基づく今後の取組について、事務局に説明を求める。

(事務局) 資料2に基づきの説明。

(座長) 質疑、意見を求める。

(事務局) 前回の検討会では輸入食品は、議論の対象外ということでしたが、食料自給率が40を切ったということは、非常に大きな意味があり、食の安心・安全と離して考えられないと思います。実際にどうしたらいいかということを実際に考えなくてはならない時が来たと思うのです。

私は、21世紀は日本の農業に元気になってもらいたい。そのことが食の安全・安心につながると思います。外国の製品がどうのこうのというわけではありませんが、我々が実際に口にしているもののうち輸入食品が非常に大きな数字を占めるわけです。これらの食品がなぜ危険であるのか。例えば遺伝子の組換えの食品ですと、こういったものがなぜ危険であるか、あるいは危険ではないかもしれない。それなら、なぜその遺伝子の組換えを避けるのかというようなことが市民の方には見えてこない。単に危険だということだけが、広まってしまいます。私は、自給率の向上を掲げている農林水産省の施策をもう一回掘り起こし、点検し、京都府民に府独自の施策を展開していくことが一番いいのではないかと気がします。

(事務局) 前回の政策検討会で、役割分担として、輸入品は国の責務という説明をしました。輸入品に限らず、食品は、無数に流通しており、どんどん新しい製品が開発されますので、効率的な監視をしていく必要があります。

輸入食品について、効率的に検査を行うためには、国内に入ってから追いかけたのでは効率が悪く、水際対応が一番大事です。また、そもそも、どこで、どんなものが輸入がされているかという情報すら、自治体にはなく、その情報を持っている検疫所を所管する国が、まず基本的に監視することになります。

このため、基本的には、輸入食品については国の役割、国産品については、各自自治体が、自分の地域で生産されているものに責任を持つということになっています。

しかし、実際にはその通りきれいに分担できるわけではございません。私どもの検査結果や色々な情報から見て心配なものについては、輸入品についても限られた範囲ではできるだけ検査するようにしています。

また効率よく、できるだけ分担してやっていきたいという考えから、滋賀県とも連携

し、輸入品について、滋賀県と京都府とで、重複しないように検査し、検査結果について、お互いに交換していこうということも検討しているところです。また、他の自治体との連携もしていきたいと考えています。

**(委員)** 例えばお米の消費が減ったと農林水産省が発表しますよね、どうしたらその米の消費をあげることができるか。米そのものを輸入した場合と弁当を作って輸入した場合とは、関税が全然違います。ですから、みなさんがお弁当を買ったときに、おかずとごはんが一緒になった場合には100輸入品なのです。もちろん、国産のものもありますが、輸入品が非常に多い。だから、ここで食の安全・安心を論じるときに、これはもう外国産のお弁当だから関係ないとは言えないのです。非常に密接な関係があります。つまり、日本の米が、だんだん先細りしてしまい、どうしたらいいかというときに、このように法律の網の目をくぐって外国産の弁当が入ってくるという事実があります。ここに、食品の安全・安心の落とし穴があると思います。ある面では、これは国の責任であるというのはわかります。ただそれでは、なかなか解決しない問題があるのではないかと、これをどうするのかということ。こういった問題を京都府民の方は知ってほしいと、私は思います。

**(事務局)** 色々な形で食品の輸入が進む中で、そのことを踏まえた国内の農業振興策を進めないと自給率の向上は図れない。また、その議論を抜きにして食の安心・安全を議論していいのかという問題提起だと思います。農林水産部にいる職員として、このことに対してきちり向き合っていかなければいけないという思いはございます。ただ、この政策検討会としては、食の安心・安全ということについて、もう少し狭い土俵のところで議論していこうということで、自給率の話については少し横に置いておこうということになっています。ご了解いただきたいと思います。

**(委員)** 私が言いたいのは、食料の自給率が下がったということが、食の安全・安心を脅かしているということです。食料の自給率を上げたい、それが安全・安心につながるのだということです。自給率をどうやって上げたらいいか、どうやったら上がるかということを考えることは、非常に大事なことだと思います。

**(事務局)** その他事項として、10月31日、大阪府での、アイガモにおける鳥インフルエンザの発生に対する京都府の対応を説明。

**(委員)** 高病原性鳥インフルエンザについて、京都府では、対策本部設置要綱がありますが、茨城県で発生しているような弱毒性のものが、仮に京都府で発生した場合については、どのように対応するのでしょうか。

それと、要綱に、関係部局の緊密な連携のもとに対策本部を設置をすると書かれておりますが、どこが関係部局かということは、明確になっているのでしょうか。

**(事務局)** 仮に、府内又は近隣府県で、H5、H7のタイプの高病原性の鳥インフルエンザが発生したときには、対策本部を設置します。茨城県で発生したものは、H5N2のタイプで、高病原性ですが、非常に弱毒性のタイプでした。

参考として申し上げますが、今回の茨城県の発生への京都府の対応としては、まず、発生があった時点で、危機管理監とも相談の上、情報収集等を十分行う体制をとりました。また、府内への被害が予測される場合には、警戒本部を設置することとしており、その点も検討しましたが、非常に弱毒のタイプであり、今回は、設置を見合わせています。

次に、対策本部における関係部局についてですが、前回の高病原性鳥インフルエンザの反省も踏まえ、広報対応も含めて京都府の全庁的な対応を取ることとし、設置要綱の対策本部組織図で、関係部局のその役割を具体的に整理しています。

- (委員) 京都府の対策本部の組織図の中には、農林水産省や厚生労働省が入っていませんが、その点はいかがでしょう。
- (事務局) 京都府における対策本部の組織図ですので入っておりませんが、国の機関や地元の市町村との連携は、当然のこととして実施します。
- (委員) これから平成19年度にかけて、国における担い手対策、経営安定対策の動向により、特に品目横断所得安全対策が導入されれば、日本の農業は大きく変わると思います。そうなれば、食の安心・安全アクションプランについても、必ず見直しに入らないといけないという気がしております。その中で、私どもは作る努力、売る努力はしますけれども、消費する努力を、京都府がやっぱり一生懸命推進をしてもらわなくてはいけないと思いますし、京都の地でとれた米を食べてもらうことによって、京都の環境が守られると、もっと大きい声を出して宣伝してほしいと思います。
- それから、今回の条例の関係につきまして、私どもは、肥料、農薬、それから化学肥料は2分の1にしますというところまでいっております。使ってはいけない農薬を使って、一番損をするのは農家ですし、批判を受けるのも農家です。このことは、農家がよくわかっています。おまけに京都の作物は、多くはマイナー作物で、苦労しながら、問題のないよう農薬使っています。こういったことを支援する議論をしていただきたいと思っています。
- (委員) 今度のこの条例に基づきまして、食品加工業者としては大変大きな責務を自覚いたしております。条例をもとにして、生産者いわゆる農家の方、あるいは流通関係の方、私どもと共通に話し合える場ができました。こういう場を通じて責任を明確にして、義務を果たしていきたい。また、業界に対して指導を行っていただきたいと思っています。決意表明を含めて御礼を申し上げたいと思います。
- (座長) 条例専門部会で議論していただいて、この政策検討会の各委員の思いや、いろいろな方の思いを込めて条例案を作ってくださいました。また本日、アクションプランの途中経過のお話もいただきました。
- 是非、この条例が成立しまして、京都府内の皆さんが、作る人、それからそれで流通、事業していかれる方、それから、消費される方みんなが、安心して過ごせるものにしていきたいと思っています。

以上